

島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後					改正前				
島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱					島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱				
1～4 [略]					1～4 [略]				
5. [略]					(交付額の算定方法) 5. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする (1)・(2) [略]				
別表1					別表1				
1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1)人口10万人以上の場合 1か所当たり <u>4,400千円</u> (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、 <u>11,000千円</u> を限度とする。) (2)人口5万人以上10万人未満の場合 1か所当たり <u>3,300千円</u> (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、 <u>8,250千円</u> を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	3分の2	(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1)人口10万人以上の場合 1か所当たり <u>4,320千円</u> (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、 <u>10,800千円</u> を限度とする。) (2)人口5万人以上10万人未満の場合 1か所当たり <u>3,240千円</u> (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては、 <u>8,100千円</u> を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	3分の2
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1か所当たり <u>22,000千円</u> (ただし、特別に必要な場合は、 <u>110,000千円</u> を限度とする。) (2)心臓病専用医療機器 1か所当たり <u>6,285千円</u> (3)脳卒中専用医療機器 1か所当たり <u>6,285千円</u>	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の購入費	3分の2	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1か所当たり <u>21,600千円</u> (ただし、特別に必要な場合は、 <u>108,000千円</u> を限度とする。) (2)心臓病専用医療機器 1か所当たり <u>6,171千円</u> (3)脳卒中専用医療機器 1か所当たり <u>6,171千円</u>	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の購入費	3分の2
	心電図受信装置	1か所当たり <u>2,774千円</u>				心電図受信装置の購入費	心電図受信装置		

(3) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1)医療機器(2)から(5)に掲げるものを除く。 1か所当たり <u>256,300千円</u> (ただし、30床未満の場合は、1床あたり <u>8,470千円</u> を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所あたり <u>44,000千円</u> を加算することができる。) (2)心臓病専用医療機器 1か所当たり <u>62,856千円</u> (3)脳卒中専用医療機器 1か所当たり <u>62,856千円</u> (4)小児救急専用医療機器 1か所当たり <u>62,856千円</u> (5)重症外傷専用医療機器 1か所当たり <u>62,856千円</u>	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3分の2	(3) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1)医療機器(2)から(5)に掲げるものを除く。 1か所当たり <u>251,640千円</u> (ただし、30床未満の場合は、1床あたり <u>8,316千円</u> を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所あたり <u>43,200千円</u> を加算することができる。) (2)心臓病専用医療機器 1か所当たり <u>61,713千円</u> (3)脳卒中専用医療機器 1か所当たり <u>61,713千円</u> (4)小児救急専用医療機器 1か所当たり <u>61,713千円</u> (5)重症外傷専用医療機器 1か所当たり <u>61,713千円</u>	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3分の2
	ドクターカー	1か所当たり <u>58,737千円</u>	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費			ドクターカー	1か所当たり <u>57,669千円</u>	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	
	心電図受信装置	1か所当たり <u>2,774千円</u>	心電図受信装置の購入費			心電図受信装置	1か所当たり <u>2,724千円</u>	心電図受信装置の購入費	
	無線装置	1か所当たり <u>1,100千円</u>	「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費			無線装置	1か所当たり <u>1,080千円</u>	「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	

(4) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	1か所当たり 26,400千円 (新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,900千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,650千円を加算した額とする。ただし、16,500千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3分の2	(4) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	1か所当たり 25,920千円 (新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,720千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,620千円を加算した額とする。ただし、16,200千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3分の2
(5) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	1か所当たり 31,975千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3分の2	(5) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	1か所当たり 31,394千円	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	3分の2
	ドクターカー	1か所当たり 32,039千円				ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	1か所当たり 31,456千円		
(6) 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	1か所当たり 220,000千円	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の2	(6) 共同利用施設設備整備事業	共同利用高額医療機器	1か所当たり 216,000千円	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の2
			共同利用施設として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の1				共同利用施設として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の1
(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3分の2	(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 18,874千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3分の2
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	1か所当たり (1) 多人数用 14,080千円 (2) 単身用 7,150千円	人工腎臓装置の購入費	3分の1	(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	1か所当たり (1) 多人数用 13,824千円 (2) 単身用 7,020千円	人工腎臓装置の購入費	3分の1

(9) 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1か所当たり (1)50床未満 1,066千円 (2)50床以上100床未満 1,386千円 (3)100床以上200床未満 2,243千円 (4)200床以上300床未満 3,416千円 (5)300床以上 4,590千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3分の2	(9) 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1か所当たり (1)50床未満 1,047千円 (2)50床以上100床未満 1,361千円 (3)100床以上200床未満 2,202千円 (4)200床以上300床未満 3,354千円 (5)300床以上 4,507千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3分の2
(10) N B C災害・テロ対策設備整備事業	N B C災害・テロ対策用医療機器等	1か所当たり 33,762千円	N B C災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	2分の2	(10) N B C災害・テロ対策設備整備事業	N B C災害・テロ対策用医療機器等	1か所当たり 33,148千円	N B C災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	2分の2
(11) H L A検査センター設備整備事業	医療機器	1か所当たり 22,000千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費	2分の1	(11) H L A検査センター設備整備事業	医療機器	1か所当たり 21,600千円	組織適合検査に必要な検査機器、臓器保存器の購入費	2分の1

6～13 〔略〕

附則（平成19年9月28日医第649号）

～（平成30年7月6日医第461号） 〔略〕

附則（令和元年9月24日医第971号）

1. この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
2. 平成30年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

6～13 〔略〕

附則（平成19年9月28日医第649号）

～（平成30年7月6日医第461号） 〔略〕

〔新設〕

別紙 1

番  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名 印

年度医療提供体制施設等の整備に関する計画の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

- 1 事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙 1-1)
- 2 添付書類
  - ・別紙 1 に掲げる対象経費の支出予定額を証する資料
  - ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
  - ・その他参考となるべき資料

別紙 1

番  
平成 年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名 印

平成 年度医療提供体制施設等の整備に関する  
計画の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

- 1 平成 年度事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙 1-1 のとおり)
- 2 添付書類
  - ・設備整備の目的、必要性、設備整備による効果等を記載した資料
  - ・整備施設の概要及び運営方法を記載した資料
  - ・別表 1 の第 4 欄に掲げる対象経費の支出予定額を証する資料
  - ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
  - ・その他参考となるべき資料

平成 年度 事業の実施に要する経費に関する調査 (医療提供体制整備整備費補助金)  
(補助事業名)

事業区分	施設の名称	別添1の第2欄に定める種目	別添1の第3欄に定める基準額 (A)	別添1の第4欄に定める対象経費の支出予定額 (B)	市町村補助額 (C)	逓増額 (D)	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額 (E)	(D)と(E)のいずれか低い額 (F)	別添1の第5欄に定める補助率 (G)	交付額 (E)-(F)×(G)/100	備考
			円	円	円	円	円	円		千円	
合 計											

- (作成要項)
- 「事業区分」欄には、別添1の第1欄に掲げる事業区分を記載すること。
  - (A)「(A)欄」と(C)「(C)欄」は各事業区分ごとに、交付要項6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(H)欄を算出すること。
  - 「備考」欄は記入しないこと。

別添1-1 事業の実施に要する経費に関する調査 (医療提供体制整備費補助金)  
(補助事業名)

事業区分	施設(地区又は市町村)の名称	別添1の第2欄に定める種目	別添1の第3欄に定める基準額 (A)	別添1の第4欄に定める対象経費の支出予定額 (B)	市町村補助額 (C)	逓増額 (D)	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額 (E)	(D)と(E)のいずれか低い額 (F)	別添1の第5欄に定める補助率 (G)	交付額 (E)-(F)	備考
			円	円	円	円	円	円		円	

(作成要項)  
1 事業区分「欄」には、別添1の第1欄に掲げる事業区分を記載すること。  
2 (A)「(A)欄」と(C)「(C)欄」は各事業区分ごとに、交付要項6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(H)欄を算出すること。

別紙2

番  
年 月 日  
号

島根県知事様

補助事業者名 印

年度医療提供体制設備整備費補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 交付対象事業の実施に要する経費に関する調査 (別紙2-1)
- 3 添付書類
  - ・歳入歳出予算書抄本
  - ・その他参考となるべき資料

別紙2

番  
平成 年 月 日  
号

島根県知事様

補助事業者名 印

平成 年度医療提供体制設備整備費補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 平成 年度 交付対象事業の実施に要する経費に関する調査 (別紙2-1のとおり)
- 3 添付書類
  - ・歳入歳出予算書(見込書)の抄本
  - ・その他参考となるべき資料





別紙3

番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名 印

年度医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告書について

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた 年度医療提供体制設備整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳 (別紙3-1)
- 3 添付書類
  - ・契約書の写し、納品書の写し
  - ・歳入歳出決算書（見込書）抄本
  - ・その他参考となるべき資料

別紙3

番 号  
平成 年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名 印

平成 年度医療提供体制設備整備費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた平成 年度医療提供体制設備整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 平成 年度医療提供体制設備整備費補助金精算額算出内訳 (別紙3-1のとおり)
- 3 添付書類
  - ・契約書の写し及び検収調書の写し
  - ・歳入歳出決算書（見込書）抄本
  - ・その他参考となるべき資料

平成 年度 空稼提供特別設備整備費補助金精算報告書 平定

(補助事業者名)

事業区分	施設の名稱	別荘1の床面積に定める積目	別荘1の床面積に定める積目		市町村補助額	運定額	従業者から借りたその他の入居料を控除した額	(D)と(E)の「イ」から「ロ」に定める積物の額		交付額	交付決定額	補助金受入金額	差引通入不足額	備考
			(A) 円	(B) 円				(F) 円	(G) (H)+(F)×(D)/100 千円					
合 計														

- (作成書類)
- 1 「事業区分」欄には、別荘1の床面積に拠る事業区分を記載すること。
  - 2 (A) 欄から (G) 欄は各事業区分ごとに、交付額得る(交付額の算定方針)に従い必要となる欄のみ使用し、(H) 欄を算出すること。
  - 3 「備考」欄は記入しないこと。

空稼提供特別設備整備費補助金精算報告書 平定

(補助事業者名)

事業区分	施設(地区又は市町村)の名称	別荘1の床面積に定める積目	別荘1の床面積に定める積目		市町村補助額	運定額	従業者から借りたその他の入居料を控除した額	(D)と(E)の「イ」から「ロ」に定める積物の額		交付額	交付決定額	補助金受入金額	差引通入不足額	備考
			(A) 円	(B) 円				(F) 円	(G) (H)+(F)×(D)/100 千円					

- (作成書類)
- 1 「事業区分」欄には、別荘1の床面積に拠る事業区分を記載すること。
  - 2 (A) 欄から (G) 欄は各事業区分ごとに、交付額得る(交付額の算定方針)に従い必要となる欄のみ使用し、(H) 欄を算出すること。

別紙 4

番 号  
年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定を受けた 年度医療提供体制設備整備  
費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

記

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条  
の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
（要返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、  
特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別紙 4

番 号  
平成 年 月 日

島 根 県 知 事 様

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた医療提供体制設備  
整備費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり  
報告する。

- 1 事業区分及び施設の名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額（要返納相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

国	歳入	地方公共団体						備考
		歳入			歳出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	
					うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	
(項) 保健衛生諸費	円		円		円	円	円	
(目) 医療提供体制推進事業費補助金								

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目的内訳に係るときは、当該経費の配分の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。

別紙 5

年度医療提供体制推進事業費補助金調書

(補助事業者名

)

国	交付決定の額	地方公共団体						備考
		歳入			歳出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	
					うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	
(項) 医療提供体制基礎整備費	円		円		円	円	円	
(目) 医療提供体制推進事業費補助金								

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目的内訳に係るときは、当該経費の配分の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書（ ）をもって附記すること。